

アメリカ言語障害教育判例

山田 欣徳* 草薙 進郎

現在までに350例を超えるアメリカの障害児教育判例を収集した。1960年代6例, 70-74年62例, 75-79年119例, 80-84年163例というように近年激増し, 障害児教育の在り方に重大なインパクトを与えている。本稿では, このうち20例の言語障害児に関する教育関係判例を取り上げ, その概要を紹介し, 問題別—統合教育 (Beattie, Shanberg, Katherine D.), 医療 (Seiferth), 適切なプログラム (Esposito, John M., Russell), 教区学校 (Cornelia), 学校選択 (Jonathan L., Bales, Byrnes), 寄宿措置 (Suzanne L., Kruelle, Abrahamson, Scokin, Geis, Burger, Brandon E.), 教育過誤 (Hoffman), 私立学校 (L.D.P.W.N.Y.) —に分析した。

キーワード: アメリカ 言語障害 判例

I 緒言

近年の教育改革の動向は“quiet revolution”と称され, 教育の在り方に甚大な影響を及ぼしている¹⁾。特に障害児教育の分野において顕著な進展がみられ, リハビリテーション法第504条, 全障害児教育法などによる法制の確立として結実している。そして, かかる画期的な改革の背後には, 障害児の切実な教育要求に基づく権利主張の闘いが存在し, 重大なインパクトを与えているが, このことは意外と知られていない。

現在, 障害児教育判例は350例を超えている。1893年の Watson v. City of Cambridge²⁾を嚆矢に, 1960年代6例, 70-74年62例, 75-79年119例, 80-84年163例と激増し, 教育改革の尖兵として大きな波紋を投げかけている。

本稿では, このうち20例の言語障害教育判例を取り上げ, 第1に概要を紹介し, 第2に問題別に分析することにより, かかる問題状況の一端を解明したい。

II 概要

アメリカの言語障害教育判例20例の概要は以下の通りである。

1 State ex rel. Beattie v. Board of Education of City of Antigo³⁾

Merritt Beattie (13歳) は知能に問題はなかったが, 肢体不自由と言語障害——かん高く耳障りな声でゆっくりためらいがちに, 不随意的な歪んだ顔の表情を伴って話し, 理解することは困難である——を有していた。市教育委員会は聾学校への就学を勧告したが, Beattie はこれまで通り公立学校における統合教育を要請した。

州 (Wisconsin) 1 審でこの訴を認める職務執行令状が容認された後, 1919年4月州最高裁は, 学校の最善の利益を損なう場合は, 公立学校への就学権を主張できないとして, 原判決の破棄差戻を命じた。

2 In re Seiferth⁴⁾

Martin Seiferth, Jr. (12歳, 兔唇・口蓋裂) は手術を勧められたが, 父親の反対——①生命・健康に危険はない, ②宗教上の理由で手術は許されない, ③子供が医師を忌避している, ④自ら判断する時まで待つ——により, 放置されていた。保健当局が提訴。

1954年1月州 (New York) 1 審は, ①宗教上の理由は根拠がない, ②情緒的・心理的に好結果をもたらす, として手術を支持したが, 本人の同意が必要であるという理由でこの申立を棄却した。

* 心身障害学研究科

1955年1月州2審は、健常で有益な生活を送る上で手術は必須であり、早急に実施すべきであるとして原判決を破棄した。

3 Esposito v. Barber⁵⁾

Elaine Esposito (精神遅滞, 言語障害) は適切な訓練, 教育, 言語治療を要請した。教育措置の前提となる判定に一致がみられず, 裁判所は Marvin Metsky 博士に委嘱した。博士は① educable と trainable の境界線児である, ② EMR 学級での教育を勧告する, ③過度な言語矯正は二次的な情緒障害を引き起こすおそれがある, と判定した。

1962年5月州 (New Jersey) 1審は, ① EMR 児として Bloomfield 校で教育を受けさせる, ②適切ではないことが判明した時は TMR 児として扱う, ③精神的・情緒的な影響に配慮しながら言語治療を行うこと, と判示した。

4 Cornelia v. Board of Education of Central School District No. 1⁶⁾

教区学校に通う言語障害児 Michael Cornelia が, 言語矯正プログラムを要請した。

州 (New York) 1審は, 言語矯正プログラムは州教育法第912条で教区学校生に提供するように規定されている「健康・福祉サービス」に該当し, 公立学校生と同等に提供すべきである, と判示した。原判決は1971年1月に州2審で, 7月に州最高裁で支持された。

5 In re John M.⁷⁾

重度言語障害児 John M. は, Pershing 中学校から転校した後, 言語障害に起因する悪質ないじめを受け, 登校を拒否するようになった。1972年2月復校を要請して提訴した。

学区教委は家庭裁判所に措置変更を命令する権限はないと主張したが, 1973年9月州 (New York) 家裁は, Pershing 中学校が最善の教育措置であると結論し, 復校を命じた。

6 Jonathan L. v. New York State Department of Education⁸⁾

Jonathan L. (重度情緒障害, 言語障害) は, 公立学校で受け入れられなかったため, 1971年に私立学校に入学した。学費は5,200ドルで, 州から2,000ドルの援助を受け, 3,200ドルを自己負担した。3年分9,600ドルの還付を市に要請して, 1973年11月に提訴した。

州 (New York) 1審は①1971—72, 1972—73

年度について時効とし, ②1973—74年度の還付を認容した。1975年1月州2審は原判決を支持。1976年4月州最高裁は, 無償教育の権利があるということは疑問の余地がないとして2審判決を維持した。

7 Matter of Suzanne E.⁹⁾

言語能力に著しい制約を受けている痙直型四肢麻痺の Suzanne E. は, 1973年1月 Duvall Home (Florida 州) に入所し, 9月から無償教育が認められた。しかし, 州 (New York) 教育局はこの措置が教育を主目的としたものではないという理由で1975—76年度の教育費を認可しなかった。

1976年2月州1審は維持費4,130ドル, 寄付金600ドル以下, 学費1,770ドルを郡が負担し, その半分は州から還付されるべきである, と判示した。

8 Hoffman v. Board of Education of City of New York¹⁰⁾

1956年に IQ90 (Merrill-Palmer) と判定された Daniel Hoffman は, 幼稚園時に IQ74 (Stanford-Binet) というので MR 学級に措置され, 17歳まで11年間を過ぎた。ところが, 1968年に職業訓練センターに移り, IQ94 (WAIS) と判明し, 退所させられた。

1976年11月州 (New York) 1審は750,000ドルの損害賠償を認容し, 1978年11月州2審も市教委の過失を認め500,000ドルの損害賠償を命じた。1979年12月州最高裁は, かかる教育措置の妥当性についての司法判断を否定し, 2審判決を破棄した。

9 Kruelle v. Biggs¹¹⁾

話せず, 受容コミュニケーション・レベルが極めて乏しい Paul Henry Kruelle (11歳, 脳性麻痺, 重度精神遅滞) は, IEP として ST, PT, OT を含む Meadowood 校の通学プログラムへの措置を勧告されたが, 寄宿措置を要請した。聴聞で Meadowood が適切であると裁定されたので提訴した。

1980年5月連邦地裁は, 寄宿措置が必要不可欠であり, その責務は州 (Delaware) 教委にあると判示した。1981年4月連邦控訴裁は原判決を支持した。

10 Shanberg v. Commonwealth, Secretary of Education¹²⁾

Mark Richard Shanberg (対麻痺, 言語障害, 車イス使用) は, 1975—78年に Charles Boehm 中

学校にメインストリーミングされ、体育、PT、読み書き、巡回教師による言語治療などの支持サービスを配慮された。1979—80年度から Pennsbury 高校の通常のプログラムに措置されることになったが、親は Mark の能力を最も有効に活用するプログラムを要請してこの措置を拒否した。学区は、学習障害はないので Pennsbury が適切であると主張したが、聴聞は特殊教育と関連サービスが不可欠であり、引き続き Boehm 中学校で教育を受けるべきであると結論した。しかし、州 (Pennsylvania) 教育長は学区を支持し、この裁定を否認した。

1981年3月州2審は best でなくとも appropriate で足りるとして州教育長の決定を支持した。

11 Bales v. Clarke¹³⁾

1977年4月交通事故で言語障害となった Evelyn Ann Bales は、公立教育機関 (Regional Special Center) に措置されたが、適切な教育を受けていないとして私立学校 (Accotink Academy) における教育を要請した。

1981年10月連邦地裁は、1日1～2時間の個人指導、週数時間の個別言語治療、週2～3時間の集団言語治療を受け、成果があがっていることから、適切な教育を受けていると認定した。

12 Department of Education, State of Hawaii v. Katherine D.¹⁴⁾

Katherine D. は臍臓囊腫線維症 (cystic fibrosis) による呼吸機能障害のため気管切開手術を受け、気道を確保し分泌物を除去するためにチューブを装着しており、発声は極めて微弱であった。週1時間半の言語治療と親へのカウンセリングからなる訪問教育を勧告されたが、統合教育を要請した。1981年9月州 (Hawaii) 教育局は Moanalua 初等学校の幼稚部に措置し、巡回教師による週2時間の言語治療を提案したが、当校は受け入れに難色を示した。

1982年1月連邦地裁は、訪問教育は最も制約の少ない環境とはいえないとして統合教育を受ける権利を宣言した。1983年11月 (1984年2月修正) 連邦控訴裁は、①訪問教育は適切ではなく、②医学的サービスを付した統合教育が適切であり、③それが提供できなければ私立プログラムへの措置を保障すべきである、として原判決を支持した。

13 Abrahamson v. Hershman¹⁵⁾

理解できない音声で、2語発するだけの Daniel Abrahamson (16歳、重度精神遅滞) は、1976年8月から私立寄宿プログラムに在籍していた。1979年8月に公立通学プログラムへの措置を勧告されたが、拒否した。

連邦地裁は1981年1月に予備的差止の申立を認め、1982年1月に寄宿措置が不可欠であると判示した。1983年2月連邦控訴裁は原判決を支持した。14 Language Development Program of Western New York, Inc. (L.D.P.W.N.Y.) v. Ambach¹⁶⁾

私立 L.D.P.W.N.Y. は1978年12月に重度言語障害児のプログラムとして認可されたが、1981年2月に対象児を①6～10 (後に5～10) 歳、②主障害が重度言語障害、と制限する旨の通告を受けた。この通告の撤回を要請した。

1982年6月州 (New York) 1審はこの訴を棄却した。1983年7月州2審は①通告に悪意は認められない、②この件について聴聞の権利はない、として原判決を支持した。

15 Scokin v. State of Texas¹⁷⁾

Davina Scokin (15歳、重度言語障害、情緒障害) は、1976年8月に通学プログラム (Cooperative Behavioral Center) に措置されたが、1977—78年度当初に著しく退行したため、1978年6月に親の判断で私立寄宿施設 (Kansas 州の Institute of Logopedics) に移った。1979年1月州 (Texas) 教育局はこの要請を否認した。

連邦地裁は①退行は一時的なもので年度全体では進歩がみられた、②親が一方向的に措置変更を行った場合は学費還付は認められない、と判示した。1984年1月連邦控訴裁は原判決を支持した。

16 Geis v. Board of Education of Parsippany - Troy Hills¹⁸⁾

表出言語レベル1～2歳の重複障害児 S.G. (15歳) は、私立寄宿学校 Woods School に在籍していたが、1981年に公立通学プログラム (特殊学級) への措置を勧告された。寄宿措置の継続を要請して提訴した。

1984年5月連邦地裁は、①手話が通用する Woods は最も制約の少ない環境であり、②最善の教育を受けており、③継続すべきである、と判示した。1985年9月連邦控訴裁は原判決を支持した。

17 Byrnes v. Riles¹⁹⁾

Kim Byrnes (20歳、重度言語障害) は、職業レ

ディネスと生活技能に重点を置いた TMR 学級への措置を勧告されたが、拒否して1981年9月私立学校 (Rossier Educational and Assessment Center) に移り、適切な教育措置を要請した。

州 (California) 1 審がこの訴を認め、Rossier の学費・交通費の還付を命じた後、1984年6月州 2 審は、言語発達を軽視した TMR 学級への措置は不適切であるとして原判決を支持した。

18 Burger v. Murray County School District²⁰⁾

失語症 (aphasia) の Wesley Charles Burger (13 歳) は、センター (Dalton Child Development Center)、特殊学校 (United Cerebral Palsey School) を経て、寄宿学校 (Davision School) に在籍していた。1982年7月学区は IEP を改訂し、Davision から固定制学級への措置変更を勧告した。親はこれを不適切であるとして提訴した。

1984年6月連邦地裁は、措置変更の適切性を立証する責任は学区にあると判示した。

19 Brandon E. v. Wisconsin²¹⁾

Brandon E. (14歳) は精神遅滞児あるいは情緒障害児として公立学校教育を受けていたが、言語障害に起因するいじめに遭い進歩もみられないことから1979年に私立の施設に移った。学区は公立学校への措置を再三勧告したが、親は寄宿措置の継続を要請した。

1984年10月連邦地裁は、提訴前に法に基づく救済手続を尽くさなかったという理由で棄却の申立を容認した。

20 Russell v. Jefferson School District²²⁾

運動、知能、言語に障害のある Brian Russell (9 歳) に最善の教育を与えることで一致したが、IEP で相違が生じた。学区は当初重度言語障害プログラムに措置したが、不適切であるとして訪問教育に仮措置した。次に TMR プログラムへの措置を検討したが、親は運動、知能、言語の各領域を含むプログラムを要請した。

1985年4月連邦地裁は① TMR プログラムは適切ではない、② ③ 領域を含むべきである、③ 公立学校に適切なプログラムがない場合は、適切な非公立学校教育を保障すべきである、と判示した。

III 分 析

前述の判例を8項目に区分し、関係判例などを援用して分析を試みた。

1 統合教育

かつて障害児は「学校の最善の利益を損なう場合は、公立学校への就学権を主張できない」として統合教育を否認された (Beattie)。障害児にとって、また健常児にとって、教育を共にすることがいかに大切であるかといった認識を受け入れる素地は培われていなかった。

いま全障害児教育法が「最大限適切に障害児は非障害児と共に教育を受けること。特殊学級、分離されたスクーリングなどで障害児を通常の教育環境から除外するのは、障害の性質・程度により付加的な補助・サービスを使用しても通常の学級における教育が満足に達成しえない場合に限る²³⁾」と明記しているように、統合教育を教育措置の基本原則として推進すべきことは衆目の一致するところとなっている。これは、画期的な進歩といってよいであろう。さらに最近では手話通訳 (Rowley v. Board of Education²⁴⁾)、CIC²⁵⁾ (Tatro v. State of Texas²⁶⁾) など統合教育を保障するためのサービスが争点となっており、気管チューブに係わる医学的サービスを公的に保障すべであるとした Kathrine D. は先進的な判例として評価できる。しかし、親が「能力を最も有効に活用するプログラム」を要求し統合教育に反対した事例で、「best でなくても appropriate で足りる」とし統合教育を支持した Shanberg は、教育の適切性という点で疑問の余地が残る判例である。

2 医療

障害の予防、除去、軽減は、その後の教育に決定的な意味を持つ。故に医療の果す役割は重大である。Seiferth における兎唇・口蓋裂手術は審美的、機能的、心理的に必要であるだけでなく、教育的にも重要なことはいままでもない。関係判例をみてみよう。

(1) People v. Pierson²⁷⁾

J. Luther Pierson は肺炎に罹った16.5カ月の娘に医療を施すことなく祈禱によって直そうと試み死に至らしめた。1903年10月州 (New York) 最高裁は軽罪 (misdemeanor) を課した。

(2) In re Vasko²⁸⁾

左眼の網膜に神経膠腫 (glioma) があり摘出を勧告された Helen Vasko (2 歳) の親は、宗教的信念を理由に手術を拒否した。州 (New York) 1 審で手術が命ぜられた後、1933年4月州 2 審は原判決を支持した。

(3) In re Rotkowitz²⁹⁾

Ida Rotkowitz (10歳, ポリオ) は整形外科手術を必要としたが, 父親は同意しなかった。1941年2月州 (New York) 1審は手術を命じた。

かかる医療問題では親にいかなる理由があろうとも, 子供の最善の利益——生命, 健康はいうまでもなく, 心理的, 教育的にも——を保護することが肝要である。

3 適切なプログラム

障害児教育においてもプログラムの適切性は最も重要な課題である。判例に基づいて以下の点が指摘できるであろう。

- (1) 境界線児など措置判定が困難な場合, 不適切と判明した時は措置変更を可及的速やかに行うべきであり, 弾力的に対応することが望まれる (Esposito)。
- (2) プログラムの内容に問題はなくとも, いじめなど外的な環境により適切性が阻害された場合は, 措置変更を含む原因の除去が必要である (John M.)。
- (3) 障害が多岐にわたり, 複数の領域を含むプログラムが必要な場合, すべての領域を含むプログラムを用意しなければならない (Russell)。

ちなみに, 全障害児教育法は, 障害児ひとりひとりの教育要求に適合した個別教育計画を適切な教育の要件として保障している。

4 教区学校

連邦憲法修正第1条は「国教の樹立を規定し, もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律」の制定を禁じている。この規定は国家と宗教の分離を宣言したものであり, 宗教活動に対する国家の介入を排除することにより, 信教の自由を意図したものであった。教育も例外ではなく, 宗教的組織の支配する学校への財政援助の是非をめぐって多くの判例が展開し, 教区学校における義務教育を認めた *Pierce v. Society of Sisters* (1925), 教科書の無償配布を認めた *Cochran v. Louisiana State Board of Education* (1930), 交通費の還付を認めた *Everson v. Board of Education* (1947) など, 政府の介入の合憲性が是認されてきた³⁰⁾。

国教条項は, 障害児教育においてもその保障を阻害する一因となっていた。教区学校で学ぶ障害児への財政援助が政教分離の原則に反するされたからである。かかる状況の下で, *Cornelia* (1971) において言語治療プログラム, さらに *Greve v.*

*Board of Education of Union Free School District No. 27*³¹⁾ (1975) で聾児の言語治療のための巡回教師が認められたことは, 憲法の許容する範ちゅうが拡大したという点で画期的といっただろう。

かかる傾向は *Meek v. Pittenger*³²⁾ (1975) で言語治療を含む障害児のためのサービスが違憲であると裁定され水をさされたが, 次の2例で確固なものとなった。

(1) *Wolman v. Walter*³³⁾

1977年6月連邦最高裁は, 教科書, 標準テスト, 診断・治療サービスに関する財政援助を合憲とし, 教材・教具, 野外活動について違憲とした。

(2) *Filler v. Port Washington Union Free School District*³⁴⁾

1977年9月連邦地裁は, 医師, 歯科医師, 歯科衛生士, 看護婦, 学校心理学者, 言語治療士によるサービスを合憲と判示した。ただし, 心理療法, 言語治療に際し宗教的中立性が義務づけられた。

今後, 全障害児教育法をめぐってこの問題の再燃が懸念される³⁵⁾。

5 学校選択

一般に公立学校に就学しなければならないということではなく, 私立学校を選択することは自由である。ただし, 教育費を自己負担しなければならない。

ここで問題なのは, 公立学校で適切な教育が享受しえない場合である。障害児が無償・適切な公教育を享受する権利を有し, 私立学校が公教育の一環として位置づけられていることから, 適切な教育を求めて私立学校を選択する権利を有すると考えてよいであろう (*Jonathan L.*)。しかし, そのためには公立学校で適切な教育が享受できないこと, 当該私立学校の教育が適切であることを明確にする必要がある (*Bales*)。親が一方的に私立学校に措置した場合でも, その適切性が支持されれば, 教育費は還付され, 当該措置は継続されなければならない (*Byrnes*)。

6 寄宿措置

7判例の要点は以下の通りである。

- (1) 学校当局が通学プログラムを勧告し, 親が寄宿措置を要請した。
- (2) 概して寄宿措置の適切性が容認された (*Suzanne E., Kruelle, Abrahamson, Geis*)。
- (3) 親が一方的に措置変更を行った場合は, 無償

とはならない (Scokin, Brandon E.)。

- (4) 学校当局が措置変更を行う場合、適切性を立証しなければならない (Burger)。

寄宿措置はリハビリテーション法第504条施行規則や全障害児教育法施行規則で「公・私立の寄宿プログラムにおける措置が、障害児の無償・適切な公教育として必要な場合、非医療的ケア、居室、食事を含む当該プログラムは、本人、親、後見人の負担なしに提供されなければならない³⁶⁾」と明記されているように、教育制度の一環として位置づけられており、このことが判例で実証された。

7 教育過誤

教育も人間の営為である以上、過誤を免れることはできない。全障害児教育法(1975)が、800万を超える障害児が存在しその半数以上は適切な教育を受けていないと指摘している³⁷⁾ことから、教育過誤の事例が相当数存在することが推測しうる。かかる教育過誤に対し、損害賠償責任が問われるということは必至であった。

- (1) Peter W. v. San Francisco Unified School District³⁸⁾

Peter W. は高校卒業後、基礎学力が不十分であるとして損害賠償を請求した。1976年8月州(California) 2審は訴訟原因として認められないという理由で否認した。

- (2) Smith v. Alameda County Social Services Agency³⁹⁾

Dennis Smith は精神遅滞児でないのに特殊学級に措置されたとして損害賠償を請求した。1979年3月州(California) 2審は、損害は不確かであり先例もないことから、賠償請求に応じられないと判示した。

- (3) Loughran v. Flanders⁴⁰⁾

Kenneth Loughran は学習障害の認定が遅延し、その後も不十分な教育を余儀なくされたとして1,000,000ドルを請求した。1979年4月連邦地裁は、損害賠償が全障害児教育法の趣旨に反し先例もないとして否認した。

- (4) Donohue v. Copiague Union Free School District⁴¹⁾

Edward Donohue は高校卒業後、学力の不足を理由に5,000,000ドルを請求した。1979年6月州(New York) 最高裁は、金銭賠償を請求しえないと判示した。

- (5) D.S.W. v. Fairbanks North Star Borough School District⁴²⁾

読字困難(dyslexia)のL.A.H.とD.S.W.は特殊教育上の配慮がなされなかったとして損害賠償を請求した。1981年5月州(Alaska) 最高裁は、行政及び司法の審査を経て迅速に是正する方が望ましいと判示した。

教育過誤の損害賠償請求訴訟は、Hoffmanの1, 2審以外はいずれも否認された。しかし、教育の適切性への警鐘として留意すべきであろう。

8 私立学校

全障害児教育法は「私立学校の障害児は、州または適切な地方教育機関により措置・委託された場合は、親や後見人の負担なしに(個別教育計画に従って)特殊教育と関連サービスを提供されなければならない⁴³⁾」と規定し、私立学校を公教育の一環として位置づけている。ところが、最近この私立学校をめぐる問題が顕在化している。

- (1) Community County Day School (C.C.D.S.) v. Commonwealth, Department of Education⁴⁴⁾

C.C.D.S.は1975年7月条件付きで認可されたが、1976年に取り消された。1980年5月州(Pennsylvania) 2審は、認可を否認した州教育長の裁定を破棄、差し戻した。

- (2) Dime v. Macchiarola⁴⁵⁾

Harlyn Schoolは1973年に認可されたが、1980年に取り消された。在校生らにより存続が要請されたが、1981年2月連邦地裁は否認した。

- (3) Organization to Assure Services for Exceptional Students (O.A.S.E.S.) v. Ambach⁴⁶⁾

1979—80年度の学費還付について私立学校連盟O.A.S.E.S.は、州(New York) 教育長が設定した上限4.5%を超える教員の給与の引き上げを考慮すべきであるとして提訴したが、1982年3月州最高裁はその必要性を否認した。

- (4) Cohen v. Board of Education of City of New York⁴⁷⁾

Fairmont Schoolは認可されて4年目の1981—82年度で更新を否認され、学校閉鎖に直面した。閉鎖を暫定的に中止するように要請したが、1982年2月州(New York) 1審はこの訴を棄却した。

- (5) Lowell School v. Ambach⁴⁸⁾

1976—79年の学費還付について州 (New York) 教育局は、Lowell School の算定に誤りがあり払い過ぎたとして、今後削減することを決定した。Lowell School は聴聞を要請したが、1983年7月州2審は聴聞権を否認した。

C.C.D.S.以外はL.D.P.W.N.Y.を含めていざれも要請は否認され、私立学校の立場が脆弱であることが明らかになった。学校管理当局の権限は絶大で、存立を左右しているといっても過言でない。かかる権限の行使は健全な私立学校教育の育成に資すると考えられるが、公立学校で受け入れられない障害児の重要な教育機関である私立学校の個性的発展を阻害しないように行使すべきであろう。

IV 結 語

アメリカでは障害児教育権——無償・適切な公教育を享受する権利——を確立するために、積極的な権利主張が行われている。法の支配が高度に進み、司法の権威が優位なアメリカにおいて、判例による法の形成は極めて有効な手段である。事実、就学権の PARC, Mills⁴⁹⁾, 治療権の Wyatt, N.Y.S.A.R.C.⁵⁰⁾, 適正な措置判定の Larry P.⁵¹⁾など、判例の展開を抜きにしては、近年の障害児教育改革は語れないといっても過言ではない。

本稿で紹介した20例の言語障害教育判例も重要な論点を含んでおり、障害児教育の在り方に少なからぬ示唆を与えていると思われる。

註

- 1) Diamond, P.R. (1973): The Constitutional Right to Education: The Quiet Revolution. The Hastings Law Journal, 24, 1087—1127.
- Weintraub, F.J. & Abeson, A. (1974): New Education Policies for the Handicapped: The Quiet Revolution. Phi Delta Kappan, 55, 526—529 & 569.
- 2) 157 Mass 561, 32 N.E. 864 (1893).
- 3) 169 Wis. 231, 172 N.W. 153 (1919).
- 4) 127 N.Y.S.2d 63 (1954); 285 App. Div. 221, 137 N.Y.S.2d 351 (1955).
- 5) 74 N.J. Super. 289, 181 A.2d 201 (1962).
- 6) 36 A.D.2d 576, 317 N.Y.S.2d 785 (1971); 29 N.Y.2d 586, 324 N.Y.S.2d 314 (1971).
- 7) 75 Misc. 2d 672, 347 N.Y.S.2d 866 (1973).

- 8) 47 A.D.2d 604, 365 N.Y.S.2d 782 (1975); 38 N.Y.2d 848, 382 N.Y.S.2d 55, 345 N.E.2d 598 (1976); 39 N.Y.2d 434, 384 N.Y.S.2d 392, 348 N.E.2d 867 (1976).
- 9) 85 Misc. 2d 1004, 381 N.Y.S.2d 628 (1976).
- 10) 64 A.D.2d 369, 410 N.Y.S.2d 99 (1978); 49 N.Y.2d 121, 424 N.Y.S.2d 376, 400 N.E.2d 317 (1979).
- 11) 489 F. Supp. 169 (1980); 642 F.2d 687 (1981).
- 12) 426 A.2d 232 (1981).
- 13) 523 F. Supp. 1366 (1981).
- 14) 531 F. Supp. 517 (1982); 727 F.2d 809 (1983).
- 15) 701 F.2d 223 (1983).
- 16) 96 A.D.2d 667, 466 N.Y.S.2d 734 (1983).
- 17) 723 F.2d 432 (1984).
- 18) 589 F. Supp. 269 (1984); 774 F.2d 575 (1985).
- 19) 157 Cal. App. 3d 1170, 204 Cal. Rptr. 100 (1984).
- 20) 612 F. Supp. 434 (1984).
- 21) 595 F. Supp. 740 (1984).
- 22) 609 F. Supp. 605 (1984).
- 23) 20 U.S.C. § 1412 (5) (B).
- 24) 483 F. Supp. 528 (1980); 483 F. Supp. 536 (1980); 632 F.2d 945 (1980); 458 U.S. 176, 102 S.Ct. 3034, 73 L.Ed.2d 690 (1982). 山田欣徳(1986): アメリカの障害児教育——今日的課題——. 月刊福祉, 69(15), at 93—94.
- 25) clean intermittent catheterization (間欠導尿法).
- 26) 481 F. Supp. 1224 (1979); 625 F.2d 557 (1980); 516 F. Supp. 968 (1981); 703 F.2d 823 (1983); 710 F.2d 837 (1983); 104 S.Ct. 523 (1983); 104 S.Ct. 3371 (1984). 山田欣徳(1986), supra note 24, at 95.
- 27) 80 App. Div. 415, 81 N.Y.S. 214 (1903); 176 N.Y. 201, 68 N.E. 243, 63 L.R.A. 187, 98 Am. St. Rep. 666 (1903).
- 28) 238 App. Div. 128, 263 N.Y.S. 552 (1933).
- 29) 175 Misc. 948, 25 N.Y.S.2d 624 (1941).
- 30) 山田欣徳・草薙進郎 (1986): アメリカ聴覚障害教育判例. 心身障害学研究, 10(2), at 148.
- 31) Id. at 144.
- 32) 374 F. Supp. 639 (1974); 421 U.S. 349, 95 S.Ct. 1753, 44 L.Ed.2d 217 (1975).
- 33) 417 F. Supp. 1113 (1976); 433 U.S. 229, 97

- S.Ct. 2593, 53 L.Ed.2d 714 (1977).
- 34) 436 F. Supp. 1231 (1977).
- 35) Montgomery, D. A. (1979); The Education for All Handicapped Children Act of 1975 and the Establishment Clause. *Journal of Law & Education*, 8(4), 457—493.
- 36) 45 C.F.R. § 84. 33(c) (3); 45 C.F.R. § 121a. 302.
- 37) 20 U.S.C. § 1415 (e) (3).
- 38) 60 Cal. App. 3d 814, 131 Cal. Rptr. 854 (1976).
- 39) 90 Cal. App. 3d 929, 153 Cal. Rptr. 712 (1979).
- 40) 470 F. Supp. 110 (1979).
- 41) 95 Misc. 2d 1, 408 N.Y.S.2d 584 (1977); 64 A.D.2d 29, 407 N.Y.S.2d 874 (1978); 47 N.Y.2d 440, 418 N.Y.S.2d 375 (1979).
- 42) 628 P.2d 554 (1981).
- 43) 20 U.S.C. § 1413 (a) (4) (B).
- 44) 414 A.2d 428 (1980).
- 45) 513 F. Supp. 565 (1981).
- 46) 105 Misc. 2d 269, 432 N.Y.S.2d 54 (1980); 82 A.D.2d 993, 440 N.Y.S.2d 390 (1981); 56 N.Y.2d 518, 449 N.Y.S.2d 952, 434 N.E.2d 1330 (1982).
- 47) 115 Misc. 2d 711, 454 N.Y.S.2d 630 (1982).
- 48) 96 A.D.2d 698, 466 N.Y.S.2d 785 (1983).
- 49) 山田欣徳 (1981) : 米国の障害児教育判例——就学権の確立——. *発達障害研究*, 3(1), 68—72.
- 50) 山田欣徳 (1980) : 米国の障害児教育判例(1)——治療権の成立と展開——. *特殊教育学研究*, 17(3), 32—40.
- 51) 山田欣徳 (1982) : 措置判定に関する訴訟の系譜. *発達障害研究*, 4(2), 64—68.

Summary

Court Cases of Education for the Speech and Language Impaired in U.S.A.

Yoshinori Yamada Shinro Kusanagi

To date, more than 350 court cases concerning education for the handicapped in the United States have been obtained and studied.

The first purpose of this research is to introduce profiles of the following cases about education for the speech and language impaired:

1. State ex rel. Beattie v. Board of Education of City of Antigo
2. In re Seiferth
3. Esposito v. Barber
4. Cornelia v. Board of Education of Central School District No. 1
5. In re John M.
6. Jonathan L. v. New York State Department of Education
7. Matter of Suzanne E.
8. Hoffman v. Board of Education of City of New York
9. Kruelle v. Biggs
10. Shanberg v. Commonwealth, Secretary of Education
11. Bales v. Clarke
12. Department of Education, State of Hawaii v. Katherine D.

13. Abrahamson v. Hershman
14. Language Development Program of Western New York, Inc. v. Ambach
15. Scokin v. State of Texas
16. Geis v. Board of Education of Parsippany-Troy Hills
17. Byrnes v. Riles
18. Burger v. Murray County School District
19. Brandon E. v. Wisconsin
20. Russell v. Jefferson School District

And the second purpose is to comment on the following problems:

- (1) Mainstreaming (Beattie, Shanberg, Katherine D.)
- (2) Medical Treatment (Seiferth)
- (3) Appropriate Program (Esposito, John M., Russell)
- (4) Parochial School (Cornelia)
- (5) Choice of Schools (Jonathan L., Bales, Byrnes)
- (6) Residential Placement (Suzanne E., Kruelle, Abrahamson, Scokin, Geis, Burger, Brandon E.)
- (7) Educational Malpractice (Hoffman)
- (8) Private School (L.D.P.W.N.Y.)

The speech and language impaired in the U.S.A. have been fighting for establishment of a free appropriate public education, and this is the most important goal for education of the handicapped.

Key word: U.S.A., speech & language impairment, court case